

茨 市 推 第 38 号
令 和 3 年 4 月 2 日

各地域自治組織 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年4月1日付けで、大阪府を「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されました。大阪府では、国の公示を受け、令和3年4月1日（木）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、府民に対して、令和3年4月5日から5月5日までの間、前回の要請に加え、新たに「営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと」、「大阪市内における不要不急の外出・移動自粛」、「府外への不要不急の外出・移動の自粛」が要請されています。また、大阪市内の飲食店等に対しては、20時までの営業時間短縮を要請するとともに、大阪市内の飲食店に対しては、引き続き、21時までの営業時間短縮を要請されています。

本市では、今回の府の要請を踏まえ、令和3年4月2日（金）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙のとおり、決定・変更いたしましたので、お知らせいたします。

また、地域の皆さまにおかれましても、府内での感染状況に十分ご留意いただくとともに、引き続き、適切な感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、可能な範囲で、地域自治組織の構成団体の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。